

平成 25 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	オ プ ト
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	鉢 嶺 登
	(コ ー ド	2 3 8 9)
担 当 者		
役 職 ・ 氏 名	取 締 役 C F O	石 橋 宜 忠
電 話	0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1	

株式会社電通との業務提携内容の変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 31 日開催の取締役会において、平成 19 年 12 月 20 日付「株式会社電通と株式会社オプトとの資本・業務提携に関するお知らせ」および平成 21 年 9 月 28 日付「株式会社電通との業務提携内容の一部変更に関するお知らせ」にて発表した株式会社電通（以下、「電通」という）との平成 25 年 4 月 1 日以降の業務提携の内容を変更することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 電通との業務提携内容の一部変更の理由

オプトと電通は、平成 17 年の資本・業務提携を開始以降、平成 19 年 12 月には関係強化（平成 19 年 12 月 20 日発表「株式会社電通との業務提携内容の一部変更に関するお知らせ」）を図るなどして、インターネット広告関連の事業領域において業務提携の成果を残してまいりました。その主な内容としては、オプトが電通へ従業員を出向させ、電通のナショナル・クライアントに対するインターネット広告提案のサポートを行ってまいりました。また、オプトが電通におけるインタラクティブメディアの主たるバイイング先となり、他の電通グループ会社等とともにバイイング面の強化を推進してまいりました。

一方で、オプトとしては、データベース事業領域の収益化とともに、インターネット広告だけでなく、幅広いデジタル領域の強化等を狙いとして、これまでと同様に上場企業として企業価値最大化とともに独自分野の成長も目指して参りたいと考えております。しかしながら、インターネット広告の構造変化により検索連動型広告をはじめとする運用系商材の発達や、アジアを中心としたグローバル化、ソーシャルメディア等の多様なメディアの発達、さらには O2O (Online to Offline) の台頭により広告と販売促進の垣根があいまいになってくるなど、市場環境の変化と競争が非常に激しくなっております。そのような背景の中、環境変化に対応すべくスピードある経営意思決定や柔軟な適応の強化が必要と認識しております。

当社グループは、“自立した人財の集合体として、「次代の繁栄」のために、新しい価値を創造し続けるイノベーションカンパニー”を目指し社会に貢献する企業として、中長期的なさらなる成長と企業価値の向上を達成するために東京証券取引所への市場変更を検討しております。今回、その方針を電通及び株式会社電通デジタル・ホールディングス（以下、「DDH」という）に説明し提案を行いました。両社が検討した結果、オプトの発展と成長を加速させ企業価値向上に資すると判断され、東京証券取引所が定める上場審査等に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）に則り今回の業務提携を見直すことに賛同いただきました。これらの結果、オプトおよび電通は、両社の発展に向けて従来の業務提携の一部見直しに合意し、以下のように修正いたします。

2. 電通との業務提携の変更内容

これまで、電通、オプトがそれぞれの強みを生かして、メディアバイイングの集約を行って参りました。昨今、従来型の広告枠商品とは異なる、アドネットワークやアドエクスチェンジの拡大、運用型ディスプレイ広告の拡大、スマート・デバイスの普及などに伴い、両社のメディアバイイングを集約して行うのではなく、それぞれが市場環境の変化やクライアント・ニーズに応じて、迅速なバイイングや運用の体制をとるべきと判断しました。従来、インタラクティブメディアにおいては、電通の主たるバイイング先をオプトとし、モバイル広告においては、オプトの主たるバイイング先を電通として参りましたが、両社の役割を終了することといたします。なお、両社の強みを活かして広告主への営業協業を行い、受注後の共同オペレーションを行っている案件に関しては、引き続き電通からオプトに一部メディアバイイングを発注するとともに、役割分担しながら広告主に対するサービスを継続して参ります。また、電通との協業推進のため、オプトは電通へ従業員の出向を行っておりますが、平成26年3月末までを目処に両社それぞれの成長分野に対する人員配置等、体制の再構築を予定しております。

これまでもオプトは上場企業として自主・独立を基本としてまいりましたが、電通より派遣される取締役の人数については従来、オプトの取締役を5名とした場合電通が指名した者を2名、取締役を7名とした場合電通が指名した者を3名とし、また監査役も電通よりオプトへ1名派遣することを合意しておりました。今回市場変更に応じて、ガイドラインに則り、派遣される取締役の人数の定めを変更することに合意しております。

また、一部のオプト経営陣およびDDHが保有する当社株式について、電通発表による平成19年12月20日付「株式会社オプトの普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」において、第三者への譲渡を希望する場合、一定の条件の下、相互に先買権を有することについて合意しておりましたが、今回両者間で撤廃することで合意した旨の通知を受けております。

3. 今後の業績に与える影響

今回の業務提携内容の一部変更が当社の今期業績に与える影響については平成25年1月31日付発表「平成25年12月期業績予想に関するお知らせ」をご覧ください。

以上